

独立行政法人水資源機構分任契約職
利根川上流総合管理所長 本 田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 登記業務(表示に関する登記)
- 2 施 行 場 所 群馬用水施設改築事業に係る事業用地及び管轄法務局等
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分「集計 計算 調査研究」又は「その他(役務の提供)」の認定を受け、かつ、営業品目の「資料収集整理等」又は「登記業務」に登録している者であり、かつ茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都内に土地家屋調査士法に定める主たる事務所又は従たる事務所が所在する公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は土地家屋調査士が2人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 **見積書の様式は様式1の「見積書様式」を使用してください。**見積書は、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また土地家屋調査士法人については見積書と併せて様式2の土地家屋調査士在籍証明書に必要事項を記入し証明書添付のうえ提出してください。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3) 提出期限 令和8年9月1日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 経理課
FAX 0278-22-7565 電子メール nyukei_tonejou@water.go.jp
 - 5) 担 当 者 経理課 契約担当
 - 6) 質問書提出期限 令和8年8月27日 12:00 まで
※質問の回答については、原則として提出期限の翌営業日までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めません。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月1日 17:00 までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出は必要ありません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 契約書の作成 別冊契約書案により、契約書の作成を要します。
- 6 そ の 他
 - 1) 契約の相手方は見積書の合計(税抜き)により決定します(この合計金額は、あくまで予定数量です。そのため、支払金額は、各項目についての業務実績に基づくものになります。)。本業務は単価契約業務ですので、**仕様書で示す業務内容と見積書に記載された各品名の税抜き単価の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって、単価契約を締結**します。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。